○農林水産省告示第千八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町杉田字平戸五〇五の九、五〇五の三四、字室倉五〇六の二、字トチガクボ五〇八、五〇八の一、五〇八の一七、朝来市山東町粟鹿字滝ノ口一七〇の一・二〇一・二〇二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七〇の二、一七〇の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平戸五〇五の九・五〇五の三四・字室倉五〇六の二・字トチガクボ五〇八・五〇八の一・字滝ノ口一七〇の一から一七〇の三まで・二〇二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町久畑字鳥ノ奥四七、四八、四九の一、四九の二、五〇の一、五〇の二、五一、五二の二、五二の一六、五二の一七、五三から五五まで、字三才原七〇五、七〇六の一から七〇六の三まで、七〇七の一から七〇七の三まで、七〇八、七一〇、七一二、七一四、七一七から七一九まで、但東町薬王寺字久谷二一、二二の一から二二の四まで、二三、二七の四から二七の七まで、二七の一〇、二八の一から二八の四まで、二九、二九の一から二九の四まで、二九の六、三〇の一から三〇の六まで、一三八、一三八の一、一四〇から一四四まで、一四四の一、一四五、一四五の一、一四六、字中村四三の四、四三の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥ノ奥四八・四九の一・四九の二・五三・五四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字三才原七〇五、七〇六の一から七〇六の三まで、七〇七の一から七〇七の三まで、七一〇、七一二、七一四、七一七、字久谷二七の五・二七の六・二九の二・三〇の一・三〇の四・三〇の六・一三八・一四一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二七の一〇、一四〇、一四二から一四四まで、一四四の一、一四五の一、字中村四三の四（次の図に示す部分に限る。）、四三の五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町大山字大山五四の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町大山字大山五四の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市秋山字大ノ入八〇二六の一から八〇二六の三まで・八〇二七の一・八〇二七の三・八〇二八・八〇二九の一・八〇四八の一・八〇四八の二・八〇五〇の一・八〇五〇の二・八〇五二の内一・八〇五三の一・八〇五五の一から八〇五五の四まで・八〇五五の六・八〇五五の九・八〇五五の一二・八〇五五の一三・八〇五六・八〇五六の内一・八〇五七の一・字萱の沢八一〇六の一・八一〇七の四・八一〇八・八一〇八の一・八一〇八の二（以上二十九筆について次の図に示す部分に限る。）、字大ノ入八〇二六の四から八〇二六の六まで、八〇二七の二、八〇二九の二、八〇二九の三、八〇四八の三、八〇五〇の六、八〇五〇の七、八〇五三の二、八〇五五の五、八〇五五の七、八〇五五の八、八〇五五の一〇、八〇五五の一一、八〇五五の一四から八〇五五の一六まで、八〇五七の二、字萱の沢八一〇六の二、八一〇六の三、八一〇七の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町院内谷山七四の三六、七四の三七・七四の三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百五十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月二十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

名　称	主たる事務所の所在地	登録年月日
富山県電気工事工業組合	富山県富山市新桜町九番二十号	平成二十一年十二月二十五日
石川県電気工事工業組合	石川県金沢市新保本四丁目六十五番二十二	平成二十一年十二月二十五日
福井県電気工事工業組合	福井県福井市西方一丁目十四番八号	平成二十一年十二月二十五日